

山梨県教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法第17条第2項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する計画（以下「基本計画」という。）を新たに策定するにあたり、基本計画の策定内容に専門的、総合的な見地からの意見を反映させるため、山梨県教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 基本計画の策定内容の検討に関する事項
- (2) その他委員会の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員は、教育関係者及び教育等に関する有識者のうちから、山梨県教育委員会教育長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から基本計画の策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときにはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(関係者の出席要請等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対して会議への出席を要請し、意見を聴くことができる。

(事務局及び庶務)

第8条 委員会の事務局は、教育委員会事務局及び関係課において行う。

- 2 委員会の庶務は、山梨県教育庁総務課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月12日から施行する。